

(別紙)

長崎県職員独身寮利用規則第4条第2項ただし書に基づき代表理事が別途定める入居料

令和4年12月1日

長崎県職員独身寮利用規則（以下「利用規則」という。）第4条第2項ただし書に基づき代表理事が別途定める入居料については下記のとおりとする。

記

	入 居 者	入 居 料
1	・利用規則第2条第1号に定める者のうち、知事部局の職員以外の者 ・利用規則第2条第2号に定める者 ・利用規則第2条第3号アからウまでに定める者	31,555円／人・月
2	・和貴寮に入居する対馬高校の1・2年生男子生徒及び舎監（食事の提供なし・生徒は原則1室に2人入居）	20,600円／人・月
3	・和貴寮に入居する対馬高校の3年生男子生徒（食事の提供なし・生徒は原則1室に1人入居）	21,600円／人・月